

経済連携協定に基づくインドネシア人候補者 平成24年度受入れの流れ

趣旨・目的等

- ・日インドネシア経済連携協定（平成20年7月1日発効）に基づく看護師・介護福祉士候補者等の受入れは、原則として外国人の就労が認められていない分野において、経済活動の連携の強化の観点から、二国間の協定に基づき、公的な枠組みで特例的に行うものである。
（看護・介護分野の労働力不足への対応ではなく、国内労働市場への影響を考慮して受入れ最大人数を設定。）
- ・候補者の受入れを適正に実施する観点から、我が国においては国際厚生事業団（JICWELS）が唯一のあっせん機関として位置づけられ、これ以外の職業紹介事業者や労働者派遣事業者にあっせんを依頼することはできない。

受入れ実績等

平成20年度は208人（看護104人、介護104人）、平成21年度は362人（看護173人、介護189人）、平成22年度は116人（看護39人、介護77人）、平成23年度は105人（看護47人、介護58人）、平成24年度は101人（看護29人、介護72人）が入国。

看護師コース （在留期間は最大3年間）

インドネシアの看護師
+2年間の実務経験

一定の日本語能力を
有すると認められる者※

日本語研修（訪日前6か月間）

雇用契約の締結のためのJICWELSによるあっせん

日本語研修（訪日後6か月間）

看護導入研修、就労ガイダンス

病院で雇用契約に基づき就労・研修

- ・看護補助業務に従事
- ・看護の専門知識および技術の修得
- ・日本語の継続学習

看護師国家試験の受験（3回まで）

合格（資格取得）

不合格（資格不取得）

帰国

（短期滞在）
看護師国家試験の受験

看護師として就労
（在留期間は、上限なく更新可能）

介護福祉士コース （在留期間は最大4年間）

「高等教育機関（3年以上）卒業＋
インドネシア政府による介護士の認定」又は
「インドネシアの看護学校（3年以上）卒業者」

一定の日本語能力を
有すると認められる者※

日本語研修（訪日前6か月間）

雇用契約の締結のためのJICWELSによるあっせん

日本語研修（訪日後6か月間）

介護導入研修、就労ガイダンス

介護施設で雇用契約に基づき就労・研修

- （3年以上）
- ・介護の専門知識および技術の修得
- ・日本語の継続学習

介護福祉士国家試験の受験（1回）

合格（資格取得）

不合格（資格不取得）

帰国

（短期滞在）
介護福祉士国家試験の受験

介護福祉士として就労
（在留期間は、上限なく更新可能）

※ 日本語能力試験N2（旧2級）程度の日本語能力がある場合（累計7人（看護0人、介護7人））